

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 改正法附則第 4 条の 2 において読み替えて準用する法第 300 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があること等、不利益となる事実を告げているか。また、<u>利用者からの確認印を取付ける等の方法により</u>利用者が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行っているか。</p> <p>① 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、<u>被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認</u></p> <p>② 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記①によることが困難な場合は、</p>	<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 改正法附則第 4 条の 2 において読み替えて準用する法第 300 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があること等、不利益となる事実を告げているか。また、利用者が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行っているか。</p> <p>① 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、<u>被保険者本人が同意を記録することによる確認</u></p> <p>② 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記①によることが困難な場合は、</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p><u>以下のいずれかを提出させることによる確認</u></p> <p>ア. <u>保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、及び被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿</u></p> <p>イ. <u>保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）、及び被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>ウ. <u>企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認書（保険契約者となるべき者の署名又は記名押印のあるものに限る。）、並びに被保険者となることを同意しなかった者の名簿</u></p> <p>③ <u>全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認</u></p> <p>ア. <u>保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及び被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿</u></p> <p>イ. <u>保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書（保険契約者となるべき者及び被保</u></p>	<p><u>以下のいずれかによる確認</u></p> <p>ア. <u>保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、及び被保険者となる者全員による同意の記録</u></p> <p>イ. <u>保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認の記録（保険契約者となるべき者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）、及び被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>ウ. <u>企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認の記録（保険契約者となるべき者本人による確認の記録があるものに限る。）、並びに被保険者となることを同意しなかった者の名簿</u></p> <p>③ <u>全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者からの以下のいずれかによる確認</u></p> <p>ア. <u>保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及び被保険者となる者全員による同意の記録</u></p> <p>イ. <u>保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p><u>険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）、及び被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>④ 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯した保険契約の場合は、<u>被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名押印することによる確認、又は上記③ア.による確認</u></p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 命令第23条第1項第1号から第5号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、職員及び保険代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。 また、職員及び保険代理店による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 命令第26条に規定する措置に関し、保険契約について、<u>保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u></p>	<p><u>容を通知した旨の確認の記録（保険契約者となるべき者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）、及び被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>④ 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯した保険契約の場合は、<u>被保険者による個別の同意を記録することによる確認、又は上記③ア.による確認</u></p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 命令第23条第1項第1号から第5号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、職員及び保険代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。 また、職員及び保険代理店による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。 <u>当該書面を電磁的方法により代替して交付する場合には、保険契約者の承諾を得た上で適切な手段により提供する措置をとる体制が整備されているか。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 命令第26条に規定する措置に関し、保険契約について、<u>保険契約者又は被保険者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いが定められているか。</p> <p>(13)～(17)（略）</p> <p>(新設)</p>	<p>制が整備されているか。</p> <p>なお、本人以外の者に上記記録を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が当該記録を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p> <p>(13)～(17)（略）</p> <p>Ⅲ－１－１０ 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p><u>認可特定保険業者等による当局への申請・届出等及び当局から認可特定保険業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第六条第一項及び第七条第一項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、認可特定保険業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(新設)</p>	<p><u>きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続きについても、「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、「Ⅲ-1-11 申請書等を提出するに当たっての留意点」に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-1-11 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>「Ⅲ-1-10 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、認可特定保険業者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）について</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2-2-5-1 事業方法書</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険契約の締結の手続きに関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 被保険者同意</p> <p>他人の生命の保険契約（保険法第 38 条に規定する死亡保険契約又は同法第 67 条第 1 項に規定する傷害疾病定額保険契約であって傷害による死亡を同法第 66 条に規定する給付事由と定めるもの（傷害又は疾病をもその給付事由と定めるものにあつては、被保険者又はその相続人を保険金受取人とするものを除く。）のうち、当該契約の当事者以外の者を被保険者とするものをいう。）に係る被保険者同意については、被保険者等の保護及び認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、<u>被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認措置が講じられているか。</u></p> <p>なお、企業団体を保険契約者とする事業保険又は団体保険の場合には、Ⅱ-3-3-4 の規定が適用されることに留意する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険契約申込書及び告知書については、契約申込内容、申込人、申込日、告知事項等が明確なものとなっているか。また、同意書等（被保険者同意、受領印）が必要な場合には、<u>これら</u></p>	<p><u>は、原本送付を求めることとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-2-5-1 事業方法書</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険契約の締結の手続きに関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 被保険者同意</p> <p>他人の生命の保険契約（保険法第 38 条に規定する死亡保険契約又は同法第 67 条第 1 項に規定する傷害疾病定額保険契約であって傷害による死亡を同法第 66 条に規定する給付事由と定めるもの（傷害又は疾病をもその給付事由と定めるものにあつては、被保険者又はその相続人を保険金受取人とするものを除く。）のうち、当該契約の当事者以外の者を被保険者とするものをいう。）に係る被保険者同意については、被保険者等の保護及び認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、<u>被保険者本人から同意の記録を取得することによる確認措置が講じられているか。</u></p> <p>なお、企業団体を保険契約者とする事業保険又は団体保険の場合には、Ⅱ-3-3-4 の規定が適用されることに留意する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険契約申込書及び告知書については、契約申込内容、申込人、申込日、告知事項等が明確なものとなっているか。また、同意書等（被保険者同意等）が必要な場合には、<u>併せて提出さ</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p><u>書類</u>に添付されることとなっているか。</p>	<p>れることとなっているか。</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式集）改正文（案）

第一条 次に掲げる様式中「印」を削る。

- 一 認可特定保険業者等関係 別紙様式 I-47 及び I-48